

定 款

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

株式会社ジークルト

## 沿革

|                  |  |
|------------------|--|
| 昭和 28 年 1 月 4 日  | 菊池ボデー工業有限会社設立  |
| 〃 35 年 4 月 1 日   | 菊池プレス工業有限会社と改称   |
| 〃 38 年 3 月 1 日   | 菊池プレス工業株式会社に組織変更   |
| 〃 50 年 7 月 20 日  | 改正商法に基づき第 16 条及び第 21 条の一部改正  |
| 〃 52 年 3 月 2 日   | 第 9 条改正、株式譲渡制限条項に変更  |
| 〃 52 年 1 月 26 日  | 第 5 条改正、発行株式総数 30 万 4 千株とする（旧 8 万株）  |
| 〃 55 年 1 月 25 日  | 第 19 条（取締役数）、第 24 条（代表取締役 2 名）改正   |
| 〃 59 年 1 月 26 日  | 第 21 条（取締役、監査役任期）改正  |
| 〃 62 年 1 月 23 日  | 第 5 条改正、発行株式総数 76 万株とする（旧 30 万 4 千株）   |
| 平成 2 年 1 月 26 日  | 第 19 条（取締役数）第 27 条（営業年度）改正   |
| 〃 2 年 6 月 18 日   | 第 8 条（株券の種類）改正   |
| 〃 2 年 1 月 20 日   | 第 2 条（事業目的）、第 4 条（公告の方法）、第 9 条（株式の譲渡制限）改正  |
| 〃 3 年 10 月 22 日  | 第 16 条（株主総会開催地）新設、第 19 条（取締役数）改正   |
| 〃 3 年 1 月 20 日   | 第 8 条（名義書換代理人設置）、第 9 条（名義書換代理人の公告）、第 10 条（名義書換代理人の事務取扱要領）、第 11 条（株式取扱規程）、第 13 条（印鑑及び署名）、第 14 条（外国人株主及び外国居住株主）、新設、第 19 条（監査役数）改正  |
| 〃 5 年 1 月 22 日   | 全面改訂   |
| 〃 7 年 1 月 21 日   | 全面改訂   |
| 〃 8 年 2 月 1 日    | 附則削除   |
| 〃 9 年 1 月 19 日   | 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）に基づく「株券保管振替制度」への加入に伴う変更。<br>第 8 条第 3 項（株主名簿）<br>株主の便宜を図るため、株主名簿の閉鎖に関する規定を削除し、定時株主総会その他必要ある場合に権利行使すべき株主を基準日をもって確定するための変更。<br>第 10 条（基準日）、第 11 条（株主総会の招集）第 2 項削除。項数整備。  |
| 〃 10 年 1 月 19 日  | 「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律」（平成 9 年法律第 55 号）第 3 条の規定に基づき、取締役会の決議をもって、機動的に自己株式を買い受けて消却することができるようとするため、第 6 条を新設。<br>「商法の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 56 号）により追加された商法第 280 条ノ 19 の規定に基づき、取締役または従業員に対して新株引受権を付与することができるよう、第 7 条を新設。<br>取締役の任期を一律就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとするため、取締役の任期に関する規定の一部を削除。<br>監査役の任期を一律就任後 3 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとするため、監査役の任期に関する規定の一部を削除。<br>上記第 6 条及び第 7 条の新設に伴い、条数を 2 条ずつ繰り下げ。   |
| 〃 13 年 1 月 21 日  | 第 3 条（本店の所在地）を東京都昭島市から東京都羽村市に変更。また、本変更の効力は、平成 14 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設ける。なお、この附則は、効力発生日経過後はこれを削除するものとする。<br>「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）が平成 13 年 10 月 1 日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設などがなされたことに伴い、第 8 条（額面株式 1 株の金額）を削除し、第 9 条（1 単位の株式の数）を変更後第 8 条（1 単位の株式の数及び単元未満株券の不発行）に変更し、また、第 10 条（名義書換代理人）、第 11 条（株式取扱規程）、第 18 条並びに第 28 条における取締役並びに監査役の選任方法について所要の変更を行う。また、この変更に伴い、第 8 条以下の条数を繰り上げ。<br>「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）が施行され、株式消却特例法が廃止されたことに伴い、第 6 条（株式の消却）を削除。 |
| 平成 14 年 1 月 20 日 | 「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）が施行され、新株予約権制度が創設されたこと並びに関係書類の電子化が認められたことに伴い、第 7 条（新株引受権の特例）、第 38 条（転換社債の転換と配当金）を削除するほか、第 11 条（基準日）、第 15 条（株主総会の議事録）、第 23 条（取締役会の議事録）、第 32 条（監査役会の議事録）、第 36 条（配当金）を変更。<br>「商法等の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 44 号、施行日平成 15 年 4 月 1 日）により、定款の定めをもって株主総会の特別決議の定足数を緩和することが認められたことに伴い、第 14 条（決議の方法）を変更。また、有価証券の喪失の場合の公示催告、除権判決の手続きを株券に限っては適用せず、代わって喪失者救済のための株券失効制度が新に創設されたことに伴い、第 9 条（名義書換代理人）第 3 項、第 10 条（株式取   |

|              |             |  |  |
|--------------|-------------|--|--|
|              |             |  | 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」<br>(平成13年法律第149号)が施行されたことに伴い、第28条(任期)を変更。なお、この変更に伴い、本総会前の株主総会にて選任された監査役の任期については従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設け、本附則は平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の全員の退任後これを削除することとする。 |
| 〃            | 15年 4月 1日   |  | 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」<br>(平成13年法律第149号)が施行されたことに伴い、第28条(任期)を変更。なお、この変更に伴い、本総会前の株主総会にて選任された監査役の任期については従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設け、本附則は平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の全員の退任後これを削除することとする。 |
| 〃            | 15年 12月 19日 |  | 上記変更に伴い、条数を整備変更する。<br>附則1(株券失効制度の効力発生に関する附則)を削除。   |
| 〃            | 16年 9月 30日  |  | 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」<br>(平成15年法律第132号)に基づき、取締役会の決議により自己株式の買受を行うことができる旨の規定を第6条に新設し、第6条以下を1条ずつ繰り下げ。   |
| 〃            | 16年 12月 18日 |  | 執行役員の任期を原則として当社の営業年度に合わせることに変更。  |
| 〃            | 17年 12月 20日 |  | 附則2(平成13年12月21日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期に関する附則)を削除。  |
| 〃            | 18年 6月 20日  |  | 附則4を削除。<br>附則3を削除。<br>営業年度を4月1日から翌年3月31日までとするため、第10条(基準日)、第11条(株主総会の招集)、第35条(営業年度)及び第36条(配当金)を変更するとともに第53期営業年度は6ヶ月となることを明確にするため附則を設け、本附則は期間経過後これを削除することとする変更。  |
| 〃            | 19年 9月 3日   |  | 平成18年5月1日の会社法施行に伴い、株主総会の招集地についての規定の削除、単元未満株主の権利の合理的範囲での制限、取締役会の決議省略に関する規定の新設、取締役会決議による剩余金の配当等に関する規定の新設、その他会社法施行に基づく必要な規定の加除、修正及び移設等の変更。  |
| 〃            | 20年 7月 1日   |  | 第7条(単元株式数)を1000株から100株へ変更。<br>株式分割に伴い、第5条(発行可能株式総数)を26,200,000株から31,440,000株へ変更。   |
| 〃            | 21年 6月 19日  |  | 平成21年1月5日の株券電子化施行に伴い、株券に関する規定の削除及び振替株式制度に基づく必要な規定の加除、修正及び移設等の変更。   |
| 〃            | 22年 1月 6日   |  | 附則(株券喪失登録簿に関する附則)を削除。  |
| 〃            | 23年 2月 25日  |  | 高尾金属工業株式会社との合併に基づく変更。  |
| 〃            | 25年 6月 21日  |  | 当社の事業の現状に則り、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業の目的を追加。<br>インターネットの普及を考慮し、株主の皆様の利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を規定。   |
| 〃            | 26年 4月 1日   |  | 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、当会社の発行可能株式総数を31,440,000株から50,000,000株に増加。  |
| 〃            | 26年 6月 20日  |  | インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようその旨の規定を新設。   |
| 〃            | 26年 9月 1日   |  | 法令で定める監査役の員数が欠くことに備えるための補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の予選の効力を4年とする旨の規定を新設する等所要の変更。   |
| 〃            | 28年 6月 17日  |  | 上記の変更及び新設に伴い、条数の整理。  |
| 令和 2年 6月 19日 |             | 株式分割に伴い、発行可能株式総数を50,000,000株から100,000,000株に増加。 |  |
| 〃            | 4年 6月 24日   |  | 環境負荷低減の取り組みの一環として、事業の目的を追加するとともに、所要の整備。<br>本社移転に伴い、本社住所を変更。<br>取締役会招集権者及び議長に取締役会長を追加。<br>事業内容の多様化に対応するため、事業の目的を追加。   |
| 〃            | 5年 3月 2日    |  | 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度の導入に対応するため、必要な規定を加除。<br>附則第3条「本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。」の定めに従い、附則を削除                                   |

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ジークと称し、英文ではG-TEKT CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車及びその他の輸送用機器の部品の製造販売
2. 金属製品の製造販売
3. 建築用資材部品の製造販売
4. 溶接機器、金型及び治工具の製作販売
5. 自動機械器具及び搬送装置の製造販売
6. 労働者派遣事業
7. 有料職業紹介事業
8. 不動産の賃貸
9. 発電及び売電
10. 前各号の事業に必要な技術供与
11. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、埼玉県さいたま市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 当会社は、前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

3. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
4. 株主総会の議長は、株主総会の秩序を維持し議事を整理する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

2. 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長とともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期限を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除規定)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の責任につき、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了するときまでとする。
3. 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除規定)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 執行役員

第45条 当会社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。

2. 執行役員の任期は、当会社の事業年度とする。なお、事業年度開始日後に就任した執行役員の任期は、就任した日の属する事業年度の末日をもって満了とする。

3. 執行役員に関する事項は、取締役会が定める執行役員規程において定める。

## 第8章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。